

埼玉県災害対策連絡調整会議設置要綱

（設置）

第1条 災害救助法第2条の3に基づく県の連絡調整の実効性を担保し、被災者に公平で迅速な救助を実施できるよう、災害救助に係る資源の配分方針、調整手順等を協議し、連携体制を確認するため、県、救助実施市とその他関係団体で組織する埼玉県災害対策連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 連絡会議は、次の活動を行う。

- （1）県、救助実施市、民間団体等の連携体制に関すること。
- （2）資源配分計画の検証に関すること。
- （3）その他災害救助に係る資源の円滑な調達及び配分の実施・方法等に関すること。

（会議等）

第3条 連絡会議は、毎年1回以上開催するものとし、必要に応じ埼玉県が招集する。なお、救助実施市は連絡会議の開催を求めることができる。

- 2 連絡会議に座長を置き、会議を主催する。
- 3 座長は、埼玉県危機管理防災部副部長をもって充てる。
- 4 構成員が出席できない場合、当該構成員は代理人を出席させることができる。

（構成員）

第4条 連絡会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 座長は、構成員の推薦等により、新たな者を連絡会議の構成員に加えることができるとともに、必要に応じて、構成員以外の者をオブザーバーとして連絡会議に参加させることができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の構成員のみによる連絡会議を開催することができる。

（事務局）

第5条 事務局は、埼玉県危機管理防災部災害対策課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、県及び救助実施市が協議して定める。

附則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

別表

	構成員
行政	埼玉県危機管理防災部災害対策課
	埼玉県都市整備部住宅課
	埼玉県保健医療部保健医療政策課
	埼玉県保健医療部医療整備課
	さいたま市総務局危機管理部防災課
	さいたま市建設局建築部建築総務課
	さいたま市建設局建築部住宅政策課
	さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
	さいたま市保健福祉局保健部地域医療課
物資	(一社) 埼玉県トラック協会
	埼玉県倉庫協会
	日本通運(株)
	ヤマト運輸(株)
	佐川急便(株)
医療	日本赤十字社埼玉県支部
住宅	(一社) 全国木造建設事業協会
	(一社) プレハブ建築協会
	埼玉県住まいづくり協議会
	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会
	(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部
	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会
	(一社) 埼玉県建設産業団体連合会